令和８年度３月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年　３月２３日（月）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１２名（欠席　１名）

１　三上　孝行	２　沖田　　浩		４　服部　耕二
５　種　　克也	６　服部　信彦	７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員　１２名（欠席　４名）

	２　服部　鉄也	３　高橋　道明	４　日高　英二
	６　田中　昭文	７　川本　雅雄	８　東　　廣司
	10　三上　好文		13　三田　　誠
13　上田　義憲	14　藤田　兼一	15　山﨑　　勉	16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第２条に規定する農地でない土地の証明について
- 議案第４号　農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第５号　令和８年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第６号　農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第２号　農地法第４条の規定による許可指令書の取消について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	3月に入って、だんだん天気も良くなってきて水田の方も、準備とかがだんだん進んできているような、感じではあります。うちらの方でいうてもらうと、もう水がはってあったりして、準備も随分できているような感じはありました。あと、今、中東の方も行政が悪化しております。××の方の関係ので畑の状態で、関係でいくと。資材価格が不安定だなあと。心配ではありますけど。なるべく、早めに落ち着いてもえりゃなあと、すればいいなあと思っております。まあ、あと皆さんも農作業の方、気をつけてやっていただければということと、周りの方にも注意して、4月活動の方行っていただきたいと思います。 本日の欠席者は、3番の荒木委員さんの方から欠席届の方が出ております。 2番の議事録署名者の指名で。今月は、12番、大石委員さんから、13番高木委員さんお願い致します。 それでは、議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。今月、7件上程されとります。事務局の方で読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。申請番号073-44。農地の所在地が鱒渕××。登記地目が畑。面積が155㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、073-45。農地の所在地が雪田××-×。登記地目が畑。面積が73㎡。同じく、雪田××。登記地目が畑。面積が124㎡。3条、無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は■■■■さんです。 続きまして、申請番号073-46。農地の所在地は日和××。登記地目は畑。面積は109㎡。3条、無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。 続きまして、申請番号073-47。農地の所在地は日和××-×。登記地目が畑。面積は90㎡。3条、無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。 続きまして、申請番号073-48。農地の所在地は日和××-×。登記地目は畑。面積が123㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は★★★★さんです。 続きまして、申請番号073-49。農地の所在地は矢上××-×。登記地目が田。面積が3193㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽。譲受人は▼▼▼▼さんです。 続きまして、申請番号073-50。農地の所在地は伏谷××。登記地目が田。面積が2181㎡。3条の地上権の設定になります。譲渡人は◎◎◎◎さん。譲受人が⊙⊙⊙⊙さんです。以上7件です。
議　長	はい。ありがとうございます。ただいま事務局の方で読み上げをして頂きましたけど。審議の方に入っていきたいと思います。まず、申請番号073-44の件に関して、委員さん。現地の調査及び聞き取りの方の報告を、説明をお願い致します。

６　番	よろしくお願いします。えーっと、申請番号 073-44 についてご説明を致します。先週の 19 日の日に、田中推進さんと 2 人で、受け人の●●●●さんに面談をしてまいりました。場所はですね、地図でいいますと。左の下に川が、ちょこっとだけ出てると思うんですけど。これが、出羽川でございます。ですから、この方向の先に、＊＊＊があると思ってもらえばイメージとしては、分かるかなと思います。ちょっと他に、目印というと他に大きな＋＋寺って寺があるんですけど。＊＊＊からも多分見えるお寺思うんですが。その裏手にあるような場所でございます。それで、今回はですね。この、場所はですね。はっきり言いますと。農業的な進入路っていうような形になってございます。隣の地図でいいますと。その住宅地図と隣の番地の書いた地図なんですけど。田んぼの、その農道から左側にかけて、こう 100 番代の田んぼがあるんですが。ここを通らないとですね。機械が入らないと。そういう場所でございまして。まあ、現に、もう。ここはですね。コンクリで普通はあのハーベスタとか、そういうような通りやすいような状態になっております。今回ちょっと、〇〇さんの方がですね。農地も含めて、手放したいということで。その一環の中で、●●さんの方で、こちらの田んぼなんかを、その、耕作するのに、どうしてもここを通ると。私有地を通るのも非常に恐縮があるということで。〇〇さんが処分したいという事と、●●さんの方は取得したいというような事で今回のお話となりました。特に問題はないとは思いますが。審議の程よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん。何か付け加えたり・・。
推６番	ありません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。ただ今説明していただきました。073-44 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手を発言の方をお願い致します。
７　番	はい。
議　長	はい。椿委員さん。
７　番	今の説明であると、この畑、農地ですよね。これは、農地は農地として譲渡されるのか？　それとも、別の目的で使用する為に取得されるのか。今のあれだと、通路の使う為に使うんだっていう事に聞こえるんですが。事務局、どういうふうな話を。農地として管理をしなきゃいけない事になってますけえね。
事務局	はい。椿委員さんがおっしゃられるとおりなんですが。農業用施設も、農地への進入路も農業用の施設の一部なので。田んぼへの進入路っていうのも含めてですね。農地になっとるので、今回は農地のまま。地目変更とかですね。転用にはあたらないというふうに。
７　番	届出を出せば、それはそれで使えますいうこと？
事務局	そうですね。はい。とういうふうな事務処理をさせていただいております。はい。
議　長	他にございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。 申請番号 073-44 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致しま

	す。 （全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、申請番号 073-45 の件に関して、種委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
５　番	それでは失礼を致します。申請番号 073-45 について、説明の方を致します。最初に場所ですが、雪田地域で、中雪田集落に位置します。地図を見てください。左上に、＊＊宅と＋＋宅があり。その下に、浜田作木線より出羽川にかかる雪田大橋がありますが。約 3 ㎞地点。瑞穂の岩屋方面に抜ける雪田農道線沿いに位置します。目印としましては、近くに￥￥寺という寺がありまして。その￥￥寺には、大きな桜の木がありますが、それが目印になります。次に、概要に入ります。この、□□家は□□さんは、100 歳になられまして。住所から調べてみますと、@@@@ケアハウスに移られ、ただ今療養されてされております。長男■■さんは、年間約 50 日。広島から自宅に帰られまして、コシヒカリ又、野菜を少々作っておられます。今回、□□さんが高齢の為。財産相続を妹の＆＆さんと協議をされまして。法律事務所に相談したところ、この畑 2 ヶ所も所有権移転したほうがいいのではないかと言われたという事で、今回の運びになりました。以上の概要については、服部推進が雪田地区という事で、便利を図ってもらいまして。■■さんの電話番号が分かり、私が 16 日、月曜日。19 時に連絡をしまして、そういう内容を確認いたしました。現地で面談を希望したんですが、4 月 2 日までは雪田には帰れないという事で、3 月 19 日に服部推進委員と現地確認をしたところ。下の畑、××-×には、野菜が植えてあり。上の畑××には、右バックホーで植える野菜を植える準備もされて、ちゃんとしてありました。農地法第 3 条許可案件チェックシートをもとに、1 号、4 号、6 号を参考としてみましたが何の問題がないと判断をいたしました。以上、よろしくお願いをいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。服部推進委員さん、何かつけ加えたりすることございますか？
推２番	付け加わることはございません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。ただ今、説明していただきました。073-45 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方をお願い致します。 ありませんですか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。 申請番号 073-45 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-46 の件に関して。大石委員さん。現地での調査及

	び聞き取りの方の報告をお願いします。
１２番	はい。失礼致します。073-46、47、48 なんですが。同じ渡人の◇◇さんんから、ほぼ同じ所にある農地の譲渡しなので。続いて、3 件説明させてもらいたいと思います。
議　長	はい。よろしくお願いします。
１２番	お願いします。地図をご覧下さい。5 ページですかね。46、47 は隣あって場所があります。48 は、上に場所ですが。場所はですね。その申請地の近くを、左からから右へ行っとる道が、三次江津線という県道でして。下の方へ行くと、1 ㎞ほど行くと、日和の％％％があると。それから、上向いて行くと。桜江へ抜けるという場所になります。073-46 ですが、現地確認は和田推進委員さんと、3 月 16 日に確認を致しました。申請に至った経緯ですが、先ほどの地図にあります。お寺が、※※寺というお寺があるんですが。6、7 年ぐらい前でしょうか？もう、ご住職が亡くなられて、お寺を閉じられております。その、跡地に農地があるという事で。寺の関係者の方も、もう、ここには帰ってこないので。跡地を元の方やお世話になった方に引き取っていただきたい、いうようなことで、この話になったようです。一番、▲▲さんの、この土地の真ん前。あって、この寺の取り壊しがないから、非常にお世話をされた関係で、是非とも面倒見ていただきたいというようなことで、もらわれるという事になったようです。 46 の土地ですが。長いこと農作物は作ってなかったというような感じです。草も生えてない。なくて綺麗に管理をされておられて、子供さんがどうも管理をされておられたみたいですが。機械もあるけ、なんか野菜でも作ってみよう思うんだと、いうような事でもらわれると。譲渡されるという事になったようです。 そして、続いて。その隣の 47 の方の土地は、▲▲さん、◆◆さんは隣あわせで。ここは、◆◆◆◆さんが譲渡されると。お寺の門徒の方で、お世話してきた同じような方で。それじゃあ、まあ、お互いで分けあいこしようと。いうような事で、こういう話になったようですが。こちらも、草になっちゃいけんということで。防草シートが張ってありました。◆◆さんは、少しずつ、いいところ場所を見ながら、野菜を作ってみようと。いうような思いがあるというようなことで、譲渡を受けようということになったようです。 それから、48 番の方ですが。こちらは、少々離れておりますが。元々、この 48 番の隣に、この※※寺さんがあったようで。そこに、付随してあった畑のようです。これは、★★★★さんが譲渡を受けられるんですが。★★さんの墓が、その墓やら山が、その隣、隣地になっておるようで。そのじゃあ。この機会から、こっちは私が引き受けようというような話になったようです。これは、あの、野菜は毎年、私も見てますが。毎年、野菜は作られておって。近くの人やら、★★さんやらでお世話をして、どうも野菜を作られていたそうで。続いて、野菜を作っていきたいと。いう事で、譲り受けをしようという事になったようです。 この、お 3 方。どなたも機械を持っておられますし。農業の大きな面積をや

	っておられる方で。チェックシートにも照らしましたが、何も問題なくいけるんじゃないかなというふうに判断をいたしました。皆さん方、よろしくご審議お願いいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。和田推進委員さん。何か付け加えたり・・。
推16番	特にありません。よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。ただいま説明していただきましたけど。質疑のの方は、3件まとめて受けたいと思います。採決の方は、それぞれ別で採決の方進めていきたいと思います。ご意見ご質問がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
	（意見質問なし）
議　長	ございませんか？ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-46の件に関して､許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、073-47の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、073-48の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、申請番号073-49の件に関して、植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いいたします。
9　番	はい。それでは、お願い致します。この件につきましては、先月の2月の案件で、それぞれ入札という案件で、この度▽▽さんが落とされたという事で、場所も現在も変わっておりませんので、説明については省略をさせていただきたいと思います。何か、審議等ございましたら、ご返答させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。
議　長	はい。ありがとうございました。三田推進委員さん。何かございましたら。
推12番	ありません。よろしくお願いたします。
議　長	はい。ありがとうございました。説明していただきました073-49の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-49の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、申請番号073-50の件に関して、椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの説明をお願いいたします。
7　番	それでは、申請番号073-50。◎◎◎◎さんから⦿⦿⦿⦿さんへの。地上権の設定についてでございます。申請場所は、瑞穂地域、高原地区の上伏谷集落に

	なります。6 ページの地図を見て確認してみてください。上に走っているのが、下に隠しているのが町道でございます。◎◎◎◎さんと⦿⦿⦿⦿さんは親子でございます。親である◎◎さんは、長男＃＃さんとの応援を受けながら農業をされております。申請地は、現在、令和元年 10 月の 21 日の当委員会の承認を受けまして、⦿⦿さんが営農型太陽光発電を設置されて現在あります。今回の申請は、この事業を継続するための申請でございます。次の 5 条の 1 次転用の申請により、3 年間という転用の期間の為に、それを継続して更新すればなるのかと思って、ましてそうじゃなくて、この事業を継続するためには、最初の地上権の設定から始めることになっているそうでございます。事前の申請は補助でやるんですけども、営農型太陽光発電の支柱の土台の部分の農場内転用して、建てるんでありますけども、それが 3 年間の期間が有効なんだそうで、今度、3 年間きますので。営農の為の申請を、最初っからやることになったのでございます。太陽光発での下の農地は皆、両側を再開することということで◎◎さんが農協さんと相談して作られております。⦿⦿さんも休みには手伝っておられるそうでございます。3 月の 15 日に推進委員の冨永有作さんと現地を確認しました。まあ、両側××の支柱も該当施設。××の部分も送ってもらっておりましたし、肥料もすでに置かれておりました。いつでも、農業作業ができる状態でございます。また、事務局から電話あったんですけども、営農型太陽パネルしたのを、農地はメインの状態を毎年報告しなければならないらしいんですけども、それを毎年再提供でございます。そういう事で、この今回の申請に対して問題ないと思いますが。よろしくご審議ください。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。冨永推進委員は、本日は欠席？
7　番	ごめんなさい。休みでございます。
議　長	はい。ありがとうございます。ただいま、073-50 の件に関して、説明していただきましたけど。ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
１１番	はい。
議　長	はい。宮本委員さん。
１１番	もう、パネルはもう付けられとる？。
7　番	うん？
１１番	はあ、もう、パネルはやっとってんだね？農地。
7　番	やられとる。令和元年の当委員会で作ってもいいよって許可えたんですが。その時には、もう付けられとります。立派なこれが大きなのができとります。それから、いっぺん、１次転用の申請をやって、今回、また申請をしなければならないんですけども、今回は 1 からの申請になるんだそうです。
１１番	何回もせにゃあいけんのん？
7　番	私も初めてね、1 次転用の分は確かに。第 1 種農地に関しては、3 年間の転用しか出来んって書いてあったんだけど。だったんで、あこ一緒におれたんで。 3 年間で打ってやればやっていけばいいのかなと思ったけど、今回初めからということになってるみたいなんです。あれでいいですかいね？

事務局	はい。
１１番	分かりました。3 条と 5 条あとから・・。
事務局	はい。補足。この後、5 条が出てくるんですが。補足としてですね。営農型太陽光については、国の方でガイドライン等示されておりまして。その中でですね。まず、3 条で地上権の方を設定すると。耕作は、営農型なのでやられるので。その上の部分ですね。を、まず、借りると。いうのをしてから、あと椿委員さんが説明いただいたように。下の土台の部分だけ一時転用をすると、いう事になってまして。この一時転用の方の、3 年間が最長というのがあるので。この地上権も 3 年間で一応設定をしてもらってます。事務処理上ですね。3 条なんで、まあ最大、何年間ですかね。何十年。設定できるんですけれども。そうすると、今度 5 条が切れたときどうするだっていう事になっていくので。5 条の 3 年間に合わせて、3 条の方も期間を 3 年間で区切って。設定していくと。とはいいながらもですね。そういった施設ですので、急に切れた途端に撤去するとかですね。無くなるっていう事はないので。一時転用 3 年間をずっと、今後も継続していくっていうのが、今、国の方が示してるガイドラインだと。そういう形です。これが、2 種農地とか、3 種農地になってくると。3 年間じゃあなくて、10 年間とか一時転用も可能になってくるそうですが。椿委員さんもおっしゃっていただいたように、毎年、その営農状況の報告とかですね。皆さんがやっていただく、農地パトロールの中で、きちんと管理されてるかっていう所は、見てくださいね。っていう事が示されておりますので。そういった形で今はですね。あの、国の方も慎重に見て、ちゃんとやっているか確認しろよっていうのが、ちょっとルールがですね。こういう形になったので、今回こういう形で挙げさせていただいております。以上。補足でした。
議　長	はい。
７　番	すみません。説明していただいて。
事務局	いいえ。
議　長	事務局の方から、補足説明をしていただきました。他に、ご質問がございましたら。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 073-50 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。今月は 1 件上程されとります。読み上げの方よろしくお願い致します。
事務局	はい。申請番号 075-17。農地の所在地は伏谷××。登記地目が田。面積が 2181 ㎡。使用賃借権の設定です。譲渡人は◎◎◎◎さん。譲受人が⦿⦿⦿⦿さんです。転用目的は、営農型太陽光発電施設で。申請理由は、営農型発電事業を実施するためです。所要面積ですが。基礎の部分が 96 ㎡。太陽光パネル 430 枚です。この土地ですが。第 2 種農地です。農用地区域内です。農地法第 5 条第 2

	項ただし書きにより許可できるものと判断しております。以上1件です。
議　長	はい。ありがとうございました。説明の方。075-17の件に関して、変わった点なり。5条に関しての説明の方をお願い致します。
7　番	先ほど、3条の方で説明しました。⦿⦿さんの営農型太陽光発電の設置に伴って、その設置部分。土台部分の一次転用をして、そのまま使わしてもらうという申請でございます。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、事務局からも説明があったようなことだと思いますが、この5条に関して何か、ご意見ご質問がございましたら挙手して発言の方をお願いいたします。 ございませんか？
2　番	ちょっと、すみません。
議　長	はい。
2　番	この施設の場合は、一時転用見たら、また何年か先に農地の状態に戻る。広がる場合に一時転用。表記がされて、この場合はちょっと。かなりの設備ですし、戻る予定がない場合でもやっぱり一時転用でも使うんでしょうか？
7　番	あれは廃止したと時には、必ず戻さにゃいけんよね？
事務局	はい。ですね。椿委員さんおっしゃっていただいたように、もう廃止する時は必ず農地に戻してくださいっていう事で。撤去費用とかもこの申請の際に、資金があるかみたいな証明をですね。撤去費用の証明も出していただく。3年間ごとに毎回出していただくように、今、ガイドラインがなっておりますので。この施設が使えなくなれば農地に戻すっていう。一応約束というか、決まりのもとでやっていただいてます。はい。
議　長	他に、ございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号075-17の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第3号農地法第2条の規定に関する農地でない土地の証明について。1件上程されております。事務局の方で、読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。申請番号が072-5。土地の所在が井原××-×。登記地目が畑。判定地目が山林原野。面積が254㎡。同じく、井原××。登記地目が畑。判定地目が山林原野。面積が1249㎡。同じく、井原××。登記地目が畑。判定地目が山林原野。面積が550㎡です。申請人は○○○○さんです。申請理由ですが、20年以上前から管理が出来てない状態で、草木が繁茂している状況です。以上1件です。
議　長	はい。ありがとうございました。事務局の方から説明していただきました。宮本さん。現地の調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
１１番	それでは、失礼いたします。072-5について、報告、調査を報告をいたします。

	この件は、昨日 22 日にですね。藤田推進委員と隣、現地を確認に行きました。兵庫県の方におられるという事で、連絡もちょっとつかんかって。地域の＃＃さんという方に、ちょっと話を聞いたら。もう数十年、こっちにも全然帰ってきておられないと。20 年以上と書いてあるぐらい。もう、家の方にも、全然帰って来とってないですよという話を聞きまして。まあ、場所は分かりましたので一緒に。現地を確認しました。非常に家のもうこの場所としては、なかなか難しいんですけど。あそこの国道からずっと上がっていけば、左に峠の所で左に曲がっ、て＄＄＄と自動車学校へ入るところの筋の道で、そこを左ちょっと山勢の方へ。入っていった位置にあります。そがあに、ちょっと、それほど大きな建物がないんですが。％％商店いうて隣には少なく。処理をやられとるところの工場が隣にあります。それで、現地へ行ってみたけども。本当、段々で 3 枚になっとるいうような様子ですけど。もう、竹が繁茂して、ものすごう一周してですね。生えてから、とても中の方、覗ける状態ではないいう事で。ここに書いてある、20 年ぐらいもう。ほっとられて、家のまわり。もう全部竹が生えて家も、その内くちてもしょうがないなあ、いうような状態になっておりました。とても、これをまた畑だのなんとかに戻すいう事は、かなり無理ということで。××に、申請されて、その通りで、山かぐらいにしかもう使いようがないいう状態になっておりますので。よろしく審議お願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。藤田推進委員さん。何か付け加えたりする事はありますか？
推14番	別にありません。よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。説明していただきました、072-5 の件に関して、ご意見ご質問がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。
１２番	すみません。
議　長	はい。大石委員さん。
１２番	あの。現況証明は、これ誰が申請されたいうことになりますか？
事務局	あの、本人さんの名前。〇〇〇〇さんの名前で、代理人がですね。＆＆行政書士さんで申請の方は出てきております。
１１番	ちょっと、ここの、この人の利用権の〇〇さんも、先月も＊＊＊＊さんに田んぼをですね。2 枚売り渡す申請で出てましたんで。その時に、この行政司法書士の方が、つでにほいじゃあ。やっとくわ、いうて書類を出されて。先月と今月に分かれて、申請が出たんではないかと思いますんで。はい。
１２番	分かりました。
議　長	はい。他に、ご質問ございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 072-5 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 4 号農業振興地域地域整備計画の変更について。今月は 5

事務局	件、上程されております。事務局の方で、読み上げをお願い致します。 はい。すみません。読み上げの前に、一つ補足といいますか。本日、お配りしております。議案とは別のですね。資料で、変更土地調書っていうものをつけさせていただいております。これから読み上げさせていただくものはですね。通常の農業振興地域からの除外になるんですが。本日ちょっと別でお配りしているものにはですね。軽微変更といいまして、公共施設、それから農業用施設で、届出。200 ㎡の届出よりも、規模の大きい農業施設の場合は、農業委員会等の意見を伺うことなくですね。町の方で軽微変更という形で、変更をすることが可能になっております。その一覧表を、この農業委員会の場に出さなくてもいいんですけれども。ちょっと規模の大きいものもあったりしますので、皆様方に全くお知らせをしないまま、町が進めるというのもいかがかなと思いまして、参考でつけさせていただいております。内容としてはですね、2 筆日貫地区のものがあるんですが。これは葡萄、神紅の葡萄農家の方が、集出荷の調整施設を建てられるということで。合わせて 500 ㎡ちょっとぐらいあるところですので、届出では難しいというところで、今回軽微変更で除外のほうをさせてもらおうと思います。残りについては井原のですね。場所は今の＠＠＠の後ろの方になるんですけれども。これは、新しい井原地区のコニュニティーセンター。公民館の関係の用地になっておりまして。公共施設という事で。この軽微変更という形を土地をとらせてもらおうと思います。すみません、前後して申し訳ないんですが。日貫の所については、県道と公民館の間のちょっと平らな浜田方面へ向かうところでですね。ちょうどハウスが建っておるんですけれども。その一角になっておりますので、ご承知おきいただければと思います。それでは、すいません読み上げの方に戻らさせていただきます。 除外に除外についてです。除外の整理番号 1、農地の所在は邑南町鱒渕××-×。登記地目が田。面積が 355 ㎡。土地所有者は、□□□□さんです。事業計画者は■■■■さんです。除外する理由は、個人住宅で。農地法上の許可上は、農地法 5 条第 2 項です。農地区分は第 2 種農地です。 続きまして整理番号 3 番。農地の所在は邑南町中野××-×。登記地目が畑。面積が 10.50 ㎡。土地所有者は△△△△さん。事業計画者も、△△△△さんです。除外する理由は墓地で、農地法上の許可条項は施行規則第 33 条第 1 項第 4 号。農地区分は第 2 種農地です。 続きまして、除外の整理番号 4、農地の所在は、邑南町矢上××、の××-×の一部。面積が 746 ㎡の内、227 ㎡。土地所有者は◇◇◇◇さんで。事業計画者は◆◆◆◆さんです。除外する理由は、個人住宅で。農地法上の許可条項は、施行規則第 33 条第 1 項第 4 号で、農地区分は第 1 種農地です。 続きまして、除外の整理番号 5。農地の所在は邑南町や色石××-×の一部。登記地目が畑。面積は 1027 ㎡の内 215 ㎡。土地所有者は、☆☆☆☆さんで。事業計画者も☆☆☆☆さんです。除外する理由は、墓地で。農地法上の許可条項は、施行規則第 33 条第 1 項第 4 号で。農地区分は第 1 種農地です。 続きまして、除外の整理番号 7。農地の所在は邑南町中野××-×一部。登記

	地目が畑。面積が 966 ㎡の内 16 ㎡。土地所有者は▽▽▽▽さんで。事業計画書も▽▽▽▽さんです。除外する理由は、墓地で。農地法上の許可条項は施行規則第 33 条第 1 項第 4 号で。農地区分は第 1 種農地です。以上、5 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。事務局方で、読み上げをして頂きました。今から、審議の方に入っていきたいと思います。 農地番号 B-2 の件に関して。服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いいたします。
6　番	お願いいたします。それでは、B-2 についてご説明をいたします。先週の 19 日の日にですね。田中推進員さんと 2 人で、現地とこの事業計画者は■■■■さんなんですが。このお父さんの￥￥さんという方に、面談をして事情を聞いて参りました。場所はですね、さっきちょっとご説明したのと似てるんですが。左下に通ってるのは、出羽川で。ちょうど、その反対側に＊＊＊があるような。＋＋寺って。ちょっと、＋＋寺の裏手の方。そんなな場所でございます。それで、ですね。今回のこれはですねえ。えっと。面談していただいた￥￥￥￥さんのご長男さんがですね。こちらに戻られたということで。￥￥さん自身がまあ。兼業農家でやってらっしゃいまして。家族の方が戻られたということで。家を建てたいということで、今回の提案となっております。場所はですね。田というふうにはなっておりますが。ここの場所はですね。もう、なかなか水が非常に取りにくい場所でございまして。ずっと、畑という形で、耕作をされておりました。かなり前ですけど、白ネギを作られておられて、ここ 5 年はですね。景観植物のコスモスを植えて管理をされておられました。いった感じです。畑としても、十分使うような状態にはなっておりました。見ての通り、住宅地の中で囲まれておりますんで、特にここに、また家ができても特に、他の農産物に日陰になるとか、そういったこともございませんし。集落排水が、この道路に通ってますんで。排水の件も特に問題はないと。いうふうに思いました。土地自体が 355 という事でありますが。法面といいますか。ちょっと、段々になってる場所でございまして。この地図だと平らには見えるんですけど。この下の＃＃＃＃さんの所にも、またちょっと傾斜になってますんで。そうすると実際は 300 ちょっと急が 300 ぐらいが平らな土地になっております。特に排水とか、もろもろいろんなチェックシートに照らし合わせても特に問題ないかなと。￥￥￥￥さんとしても、ご長男さんが帰られて。一緒に兼業ではございますが。農業も、これから継続できるということで、喜んでましましたので。どうか、ご検討の方よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん。付け加えたりする事がございましたら。
推６番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。申請番号 B-2 の整理番号 1 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。 ありませんでしょうか？ （意見質問なし）

議　長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号B-2の整理番号１の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号C-2の3の件に関して、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いいたします。
４　番	失礼します。C-2についてご説明いたします。22日に上田委員と一緒に△△さんにお会いしまして、お話を聞いていきました。場所は次ページの。左側の地図をご覧ください。県道皆井田江津線。これから約50ｍぐらい入ったところにございます。現在の墓所は、これからまだ300ｍぐらい南へ行った山の中にございまして。それを整備、管理、維持。これが段々歳をとって、苦しくなったということで。なるべく家の近くに置いて維持管理がしたいということで、今回の申請となりました。また、隣近所の皆さんの了解を得ておられまして、チェックシートに照らし合わせてもなんだ問題はないと思われますので。審議のほどよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん。何か・・・。
推13番	別にありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。では、C-2の3の関して説明していただきましたけど。ご意見ご質問がございましたら挙手をして発言の方をお願いします。 ございませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号C-2の3の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号C-1の4の件に関して。植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いいたします。
９　番	はい。それでは、よろしくお願いします。整理番号4の除外申請についてご説明させていただきます。14ページの左側の地図をご覧頂ければと思います。まあ、矢上地区でいつも出てくる場所ではございますが。矢上、力沢谷班で。この申請地の横平に横を通っておる道路から、上に上がって600ｍぐらい進んだ所が石見中央線に当たる位置関係で。その前に出た所その前に出たところに、元の＠＠クリニック。もう、現在病院はやめておられますが。そこに出る位置関係となります。反対に申請地より下側に100ｍぐらい行くと。農道の南線にあたる関係の位置となっております。申請の理由といたしましては、◆◆さんの家族さんが、子供等が出られて。住宅新築を考えておられました。その上で、なかなかできれば、矢上地区にということで。いろいろ当たられたそうでございますが、なかなか思うところがなく。親である◇◇◇◇さんに相談されて、それなら自分の自宅の裏側横といいますか。道路上でいいと、右手でございま

	すが。そこへ建てればどうだということの、ことを言われましたので、それなら実家にも一番近い出て近いですし。子供の成長等を見ていただく上で、非常にいいかなということで今回の申請に至りました。3 月の 13 日に土地所有者の◇◇さんと三田推進委員と面談しまして。今までの経緯は、今、述べた状況のことを聞き取りをして。現状も家の後ろ側。宅地が一部、それに伴って田んぼに接続しておるということですので。田んぼを一部ほど、埋め立てをして、新築住宅を建てると、いうようなことで。チェックシート等確認しながら、申請を聞きました上で、問題ないと判断いたしましたので。ご審議のほどよろしくお願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございました。三田推進委員さん。何か付け加えたり・・。
推12番	特にありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。ただいま説明していただきました。C-4 の件に関して、ご意見ご質問がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。 ございませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。C-1。整理番号 4 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号B-5。整理番号 5 の件に関して、松﨑委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いいたします。
１０番	それでは、B-5 の案件についてご説明させていただきます。地図でいいますと。15 ページ。左側の地図の方見てもらうと分かると思いますが。左側に上下走ってます道が仁摩飯南線。県道 31 号線です。上に向かって行くと、トンネルの方に向かって行きますし。この地図より、ちょっと離れたところに、左側の￥￥寺だという神社があるところで。大体、場所ご理解いただけるんじゃないかと思います。先般、3 月の 13 日に。三上推進委員さんと或いは××される、＄＄さんと 3 人で現地の方確認しましたし。16 日には、ちょうど、本人さん帰っとられたんで。話をさせていただきました。墓地管理しやすいところに建てたい。いうのが、正直言うて××いたしましたが、他に持っておられる田んぼ等の、若干場所が違うから離れとるいう事で。ここだけ、荒れる可能性があるので。墓地として使いたいという事でした。チェックリスト等々照らし合わせても別に問題ないと思いますし。集落の方或いは隣接される方にもう、既に説明しておられましたので、許可相当ではないかと思いますが、ご審議をよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。三上推進委員さん、何か付け加えたり・・。
推10番	別にありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。それでは、ただ今説明していただきました。B-5 の整理番号 5 の件に関しまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をし

	て発言の方をお願い致します。 はい。沖田委員さん。
２　番	申請の面積ですけど。墓地としては、ちょっと面積的には広いのんで。駐車場なんかを一緒に管理されるんでしょうか？
１０番	道路端の田んぼに、車を置いておくところがないということで。沖田委員さん言われるように、駐車場も入ってます。
議　長	他にございますでしょうか。
	（意見質問なし）
議　長	ないようでしたら採決の方に入っていきたいと思います。Ｂ-5 の 5 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、整理番号Ｃ-2 の 7 の件に関して。服部耕二委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
４　番	失礼します。Ｃ-2 の 7 の説明をいたします。22 日に上田委員と、▽▽さんとお会いしまして。話を伺ってまいりました。まず、場所は 16 ページの左の地図をご覧下さい。これは、分かりますが。そこに柿畑橋がございます。これより 261 号線皆井田へ出ます。出たところが、喫茶店のあるところでございます。そこの場所の上にの高手に▽▽さんの家がございます。その隣の、今回の案件にある場所でございます。今、▽▽さん一人で住んでおられまして。ちょっと足腰も弱り、現在の墓地がかなり高い所にございまして。そこに行くのになかなか大変で、家の横に持っていきたいということだそうです。それで、現地を 2 人で見さしてもらいましたけども。いわゆる本当横でしたし、平地でしたので。ここの場所、そんなに、管理はできるでしょうということで。チェックシートに照らし合わせても、何だ問題なかったので。審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん。付け加えたり何かする事がございましたらおねがいします。
推 13 番	別にありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、説明していただきました。Ｃ-2 の 7 の件に関して。ご意見ご質問がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
９　番	はい。
議　長	はい。植田委員さん。
９　番	この、今回の申請は 966 ㎡の内の 16 ㎡という事で。この位置というのは、どこの辺りになるんでしょうか？斜線が全部引いてあって・・・。
４　番	その辺りの一部、16 ㎡とありますが。現在、××にあるのが。宅地を建った時の宅地のギリギリのところへ丁張は打ってあります。いいです？
９　番	ギリギリ、建物のほんの、この近く？
４　番	ほんと、この近くへ。

９　番	はい。
議　長	他に、ご意見ご質問ございますでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号C-2 の 7 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、議案第 5 号、令和 8 年度最適化活動の目標設定について。事務局方。説明をお願い致します。
事務局	はい。すみません。説明の前に、議案の方の最初に訂正させてもらえばよかったんですけれども。総会の議事日程の表紙めくっていただいて、すぐの議事日程のところにですね。議案の第 6 号を追加させていただきたいなと思い。追加させていただければと思いますので、ちょっと、すいません。始まってからで申し訳ないんですけれども、今、資料の差し替えを配らさせていただいておりますので、差し替えの方をお願いできればと思います。申し訳ありませんでした。それでは、議案の第 5 号の最適化活動の目標設定についてなんですが。議案の 18 ページから。令和 4 年度からですね。この農業委員さん、推進員さんの最適化活動を行うということで、始まりましてこの目標設定っていうのを毎年度させていただいております。令和 8 年度の最適活動の目標についてなんですが。ちょっと、ここにも書かせていただいたんですが。ちょっと、県の様式がまだ来てないので。暫定的に 8 年度の最適活動の設定ということで、入力をさせていただきました。邑南町委員会の方。令和 8 年の 4 月からまた新たな体制にはなるんですが。委員の定数とかですね、実数のところ大きく変わりはないですので。それ以外のところの目標等についても、昨年度とほとんど同じような内容で研修会を行ったりですね、遊休農地等の解消に向けて取り組んでいくということで、昨年度と同じ、ほとんど同じ内容で目標の方を設定させていただければなというふうに思います。これが 4 月 1 日からということになりますので、この 3 月の総会で皆様方にお諮りさせていただきまして、4 月からこの目標で進めていくという形になろうかと思います。また県の方からですね、ちょっと様式とかが少しまた示されますので、もし若干ちょっとこれとは全く一緒ではないかもしれないですが。概ね、この内容で進めさせていただければなというふうに思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。事務局の方から、説明していただきましたけど。計画に関して、何かご質問ございましたら。意見の方、お願いいたします。
６　番	すいません。ちょっと表の見方が・・。いいですかね。
事務局	はい。
６　番	この、農業委員の定数、実数ってありますよね。
事務局	はい。
６　番	13 人っていうことですよね？
事務局	はい。

６　番	その認定農業者は6ですか。その内の6人ということ？
事務局	これ、内数です。はい。
６　番	13？
議　長	左に四角が長いんで。上まで伸びとるので。13の内の右の四角が内数っていう意味だと思います。
事務局	はい。
６　番	はあ、はあ、はあ。
事務局	13の内の6名が。
６　番	認定・・。
事務局	はい。
６　番	あと、準ずるものとか言いますよね。
事務局	はい。
６　番	でも、13にはならないですよね？足してもね。
事務局	ならないです。はい。
６　番	ああ、それ以外の方も入れて？
事務局	方もいるということで。必ず・・・。
６　番	逆に、ちょっと、その他という項目がない。
事務局	がないという事で。はい。
６　番	はい。
議　長	他に、ご質問がございますか？
２　番	すみません。この2番の、農家農地等の内容の中の一番右の枠の中に、上から2番目に基本構造水準達成者。これはゼロとあるんですけど。例えば、どんな方がこういうふうに当てはまるんですか？
事務局	はい。これはですね。そもそも、農業の基本構想っていうものを、町、自治体として作っているところ。多分、大きい市とかだと。この近隣でちょっと作ってるっていうところは聞いてないんですけれども。そういう計画を作られて。その基本構想っていう計画に、要は到達した。方、例えば収入とか規模とかですね。そういったことで到達した、された方がおられたらここへ記入をされるんですが。邑南町の場合は、そもそもこの基本構想がないので。0人というところです。
議　長	他に、ございますでしょうか？
９　番	加えて、すみません。2番目の結果、活動目標のずっいった20ページなんですが。(3) の新規参入の促進の②の令和6年度は、このベース或いは0になった。目標値は何かあるんですか。
事務局	はい。すみません。これ漏れております。数字が。数字が入ります。これは、6年度の実績が入りますので。6年中の権利移動の数字がここにも、出ているものが入って来るというところです。すみません。ここ数字が、出ておるんですが。漏れておりますので追記をさせていただければと思います。
議　長	他に、ございますでしょうか？ ないようでしたら、採決の方に入らせていただいてもよろしいでしょうか？

	（意見質問なし）
議　長	この示していただきました、目標の設定で。お願いしますという方は挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、令和８年度の活動の目標を。まあ、ちょっと訂正した箇所していただきまして。提出していただくという事でお願い致します。 続きまして、議案の第６号。農業経営基盤強化促進計画について。計画の変更について。説明を事務局の方、お願い致します。。
事務局	はい。議案の第６号ですが地域計画の変更についてです。地域計画につきまして、昨年度。邑南町の方で作成の方をさせていただきまして。この度ですね、変更の方を一部させていただければなということで。委員さん、推進さんそれぞれですね。該当の担当地区の地域計画をお配りをさせていただいております。地域計画なんですが。作成は昨年の３月末にさせていただいたんですけれども。農業委員会でもあります、利用権中間管理機構を使った利用権設定とかですね。それから、今、新規就農者等が補助金とかいろんなものを活用するにあたってですね。どうしても、この地域計画に位置付けが必要となってきます。そのため、概ね、毎年変更をしていくようなものになっております。それで、今回変更させていただく内容はですね。今、画面に、表示しているような目標地図というものがありまして、１筆１筆ですね。これ、阿須那の目標地図になるんですけれども。１筆１筆、誰がやっていくか。それから、誰も今のところ、担い手がいないところとかですね。こういった形で色分けをして公表しております。この利用権設定とか、先ほど出てきたような除外とかですね。当然転用なんかがあるようなところはですね。この色、そもそも何も色をですね。つけないように地域計画から外す必要があります。大きい法人さんとかですね、このお配りをさせてもらった地域計画の地域の農業を担うものを、一覧に位置付けられているような方については色をつけております。そういった担い手への集約化が全く、今のところ白紙状態のところを、白色でこういった形で地図を示しております。これを変更するにあたってですね。先ほど出た農業振興地域の除外計画と同じようにですね。農業委員会のへの意見聴取。それから農協とかですね。土地改良とかですね。そういったところへの意見聴取が必要となります。今回はそういったちょっと変更点について、今、地図等の説明をさせていただいて。これでよければ、農業委員会からは、この変更案について異議なしという形で、町の方に返すような形にさせてもらえばというところで、議案の方を挙げさせていただいております。例えば、これから除外で出てくるようなですね。この今、中心にある。これ井原なんですけれども。今度、コミュニティセンター。新しく井原公民館を建て直す、ここはちょっと国道で、ここが今の￥￥￥になるんですけれども。この、後ろなんかは地域計画からは、今回外させていただいて、事業の方に入っていくと。逆にこれに載ったまんまだと、事業に着手できなかったり、除外ができないっていう制限がありますので。そう

	いった形で今後は、こういった転用が出てきた場合にはですね。外させていただくように進めたいというふうに考えております。また中間管理事業、中間管理機構ですね。たまに総会でも報告をさせていただいておるんですけれども。そういった方については、この目標地図のこの色分けで色をつけてないと、利用権設定することができないというふうに今なっておりますので。そういった方の、ものについて、令和７年度中にその利用権中間管理機構を利用された方の農地については、色を変更させていただいくというような形が今回の大きい変更点になります。また、この白色のところについては、担い手が決まってない農地ではあるんですけれども。ちょっと、中山間とあと農地水、多面ですね。その協定農地に入ってるところは、もう地域計画へ位置付けをしないといけないっていう決まりがありますので。担い手が決まってないところも、そういった協定農地にするために、今回こういう形で白色で載せております。これが目標地図になりまして、位置付けられている方とか、面積とかっていうものについて、こっちの今日お配りした計画本体の方に文字とか数字で記載をさせていただいてるという形になります。この変更内容でよければ、また、こちらで縦覧期間等を設けさせていただきまして、明日以降ですね。何事もなければ明日以降、縦覧期間を２週間取らさせていただきまして、４月７日にこの変更内容の報告の方ができればなというふうに考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議　長	はい。それぞれの地域の計画を見て、見ていただきましてから意見を・・。
事務局	もし、あれば・・・。はい。ほとんど、そんなに大きな変更ではないんですけれどもちょっと制度上、この地図を変える場合ですね。各、機関に関係機関に意見を伺うというのが制度上ありまして。今回ちょっと議案の方に挙げさせていただきます。
１１番	いいですか？
議　長	はい。
１１番	ちょっと、色分けで白と茶色か？あの分けはなんです？この地図で。井原だけ、あれなんですが。どういう分け方になっとるか。これも全部、田んぼ作りよるんだが。青に白に分かれてとるが。どうがあいう色分けなんか・・。
事務局	色分け自体はですね。色が付いているところは、この計画の最後の別紙のところにですね。名前は個人情報等々のいろんなことでですね。ふせてＡさん。Ｂさんっていう形になっておるんですけれども。ちょっと、ごめんなさい。非常に難しいんですけれども。例えばＡさんが、この地図で言えば、ピンクとかですね。Ｂさんが、緑とか青っていう形になってます。白のところは、この計画に名前が載ってない方。自分家のところを自分でやられているか。誰か全然隣の方に作ってもらってるとかですね。例えば、集落協定で皆で管理しているところとかが白になっています。
１１番	この地図で、全然。もう一生懸命作りよりんさるのに塗ってないのはどがあいう事？
事務局	作っとられても、色が塗ってない所は基本的に、中山間や農地水に入ってい

	る農地を色づけしてますので。
１１番	あれは、ここ入ってる。
事務局	どこですかね？
１１番	ちょうど、たまたま、井原の自分らの中山間とこだあいうて。国道の下の所になるんだけど。場所が分かるけーいうて。ありゃりゃ思うて。あっこもありゃ。青もある、白もあるいうんで。全然塗ってないとこもあるけ、どういう分け方になっとるんかなあ思うて。今。ここ3枚かいなあ。これ、一生懸命作くりよりんさるんだがね。
事務局	それは、今年？昨年？
１１番	いや、いや何十年いうて。
事務局	何十年も。
１１番	わしらが、考え出しみたら。25年じゃなくて30年。
事務局	逆に漏れてると。今後、中山間とかの事があったりしますんで。あの、この先、これホームページとかでですね。縦覧期間も設けますので、それを見ていただいて。そういった変更点等があれば、また、次の変更の時に入れさせてもらって、また同じような手順を踏んで公告っていう形になりますので、またそれは教えていただければと思います。
１１番	まあ、ちいまい田ならどうもないけど。結構、あのあれ、１反６畝。自分らの、その面積・・・。
議　長	作付けされとっても、中山間入ってなけりゃ。白いいう事だよね？
事務局	ですね。そう、なっとります。入ってないところは、自分家がただ半米として作っとるところなんかは、入ってない可能性があります。
１１番	入っとる。入っとる。金額の計算をあこも入れて自分がやりよったけ。今は、若い者に代わっとる。代えた。
４　番	ここに出しとるのは、面積じゃないん？個人消費、1人当たり作付け面積の半額で。要は、認定農業者とか集落営農の格になる人がの面積で出しとるんじゃないん？
事務局	そうです。はい。
４　番	あがあだろ？個人の面積は××・・。
事務局	個人の面積は出てこないです。
４　番	これ白いところは、そうじゃないん？
事務局	白い所は・・。
４　番	面積が例えば、××5反だったら5反以上であって。それ以下人は、白色になるじゃん。
事務局	そうです。はい。
４　番	あがあだろ？
事務局	そうです。はい。
４　番	面積が、一応どのぐらいの面積にしたるん？これは？
事務局	この中に載ってる方々は、水稲で言えば、以前調べていただいた7反のところから一応、ボーダーラインなってます。それ以外の面積が小さい、果樹とか

	ですね。認定農業者の方で、他の、その他の作物やっておられる方であれば、載っておりますが、水稲の一般的な人はまあ7反。で区切ってます。
４　番	個人の場合だと。これ、7反以上の人だったら白になるん？
事務局	はい。基本的には、白にはです。白は、中山間の協定農地をベースに一応、この地図上には入れさせていただいてはおります。
４　番	だけ、資料でも、中山間入っとる人がおるわけだあ。
事務局	おられます。ここには、名前は載ってきてないですし、面積は入って来てないですけども。色としては、一応塗らさせてもらってます。
１１番	％％％％君に申請してもらうわ。
事務局	分かりました。お願いします。
議　長	意見が、どうでしょう。これで、いいようでしたら。提出していただくような感じなんですけど。議案ですので採決をしていきたいと思いますが。よろしいでしょうか。？
	（意見質問なし）
議　長	それでは、議案第6号の計画の変更について。農業委員会として意見、これでいいという方・・。まあ、議案ですので、許可だねえ。
事務局	はい。
議　長	はい。これで、提出お願いしますという方、思われる方は挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。変更の所、変更していただき提出していただくようお願いいたします。　このまま、続けてたーっていっても・・・。
事務局	皆さんが良ければ・・・。
議　長	報告の第1号。農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。3件ございますが。読み上げは致しません。目を通していいただきまして、何か、質問等があれば挙手をして、質問の方お願い致します。 ～ご覧中～
議　長	今月、件数が少ないようですので。ちょっと、早めに・・・。 報告の第1号について、特に質問がないようでしたら。報告の第2号の方にいきたと思います。 農地法第4条の規定による許可指令書の取消についてが出ております。これも、目を通していただきますか？ちょっと、説明していただいた方がいい・・・。
事務局	はい。これなんですが。今日の議案の3条の073-47のところなんですけれども。平成の13年に駐車場として利用しますということで、転用の許可が出ておったんですけれども。実態としてですね。駐車場になっとった時期もあるのかもしれないですけれども。現状としてはもう駐車場ではなく畑として、今後、利用していくということで、ありましたので。うちの方のですね、登記簿の方も地目変更されてなかったので、このまま進めても問題はないんですけれども。

	ただ、うちの方の整理として、残しておいた方がいいというところで。今回、取り下げをしていただいて、転用はしなかったということで、畑として3条の方に挙げておるというところです。はい。
議　長	説明はしていただきたいと思います。あの、こともあるかどうかって知って、3条の方がよかったのかな？
事務局	そうですねえ。3条ですねえ。
議　長	他に、報告に関してご意見がございましたら・・・。
	（意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、議題の方を終わられていただきたいと思います。
	（その他） （1）事務連絡 （2）その他
	次回の総会は、4月21日（火）13：30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印